

「こども大綱」について

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」第9条第1項に基づき、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が令和5年12月22日に閣議決定された。

大綱の概要

「こども大綱」は、これまでの「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策の推進に関する大綱」を一つにまとめ、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後、5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

大綱の策定により「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会のことです。

こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等



こども基本法第10条第2項において、市町村はこども大綱を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めると規定されていることから、令和6年度に「戸田市こども計画(仮)」の策定をいたします。

同法11条において、こども施策を策定・実施・評価するに当たっては、こどもや養育者、その他の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとしてされていることから、こどもたちに意見を聴取する機会を設けます。